

紀の川橋本 SUMMER BALL 2018

出展者募集について

◆イベントの計画概要

1. 開催日時 平成30年8月4日(土) 午後4時30分～午後9時
*午後9時半迄は撤収準備時間とし、午後9時過ぎに一度出展ブースは消灯し会場内は午後9時30分に消灯します。
*当日悪天候で開催出来ない場合は翌日。5日開催出来ない場合は中止
2. 会場 南馬場緑地グラウンド (橋本市南馬場)

◆出展者募集要項

1. 出展資格 **下記①～④のいずれかに該当し⑤の条件を遵守できる事業者または団体。**
① 橋本商工会議所、高野口町商工会の会員
② 橋本市が適格と認める市内団体 (市民サークル・スポーツ団体・橋本市区長連合会など)
③ 行政関連組織
④ 実行委員会が適格と認める団体
*申込者と実際の出展者が異なる「名義貸し行為」は認めません。
⑤紀の川SUMMER BALL 2018出展規則及び橋本市暴力団排除条例を遵守し誓約書を提出。(出展規則を熟読し納得の上お申込下さい)
2. 出展内容 飲食物販売・物品販売・企業、団体の事業PR
3. 募集区画 100テント **1テント** 間口 5.4m × 奥行 3.6m (概寸)
4. 申込上限数 最大 2テント
5. 出展料 **1テント 20,000円**
*事業を継続していく為に上記の出展料となっています。また各地域の状況も確認し出展料が決まっています。*翌日清掃参加で2,000円を返金します。
- (1区画に付属するもの) 備品 机 (コンパネ大: 90cm・180cm) 2台 パイプいす 4脚
*有償で追加可 (机 @1,000円、イス @200円) **事前申込要**
- 電力 各テントの使用上限は、合計2500Wまで。
*但し 1台で1300Wを超える機材は使用禁止
➤ 電力供給に障害が生じた場合の損失補償等はいたしません。
➤ 上記を超える電力を必要とする場合、ディーゼル型発電機1台に限り使用を認めますが、使用は自己責任でお願いします。
➤ ガソリンを用いる器具およびガソリンの持ち込み禁止。
6. 出展許可 出展許可に際し、出展資格等の書類審査を行います。
申し込み多数の場合は、先着により出展者を決定します。
7. その他条件 個々の出展区画の配置等については、後日開催する出展者説明会で、協議の上決定します。同説明会に出席できない場合は、実行委員会に一任いただいたものとして配置決定します。実行委員会が定める「出展規則」等を承諾・遵守していただきます。

出展者説明会：平成30年7月12日(木) 15:00

◆出展申込の方法

1. 申込期間 平成30年6月1日(金)～6月15日(金) =必着
2. 書類提出 同封の「出展申込書」を、上記期限内に下記申込にご提出ください。
*提出方法は、「郵送」または「窓口持参」とします。
3. 結果通知 申込結果(出展許可)は、申込締切後に申込者にお知らせします。
4. 申込先
- 商工会議所会員の方 橋本商工会議所事務局 (TEL 32-0004)
〒648-0073 橋本市市脇 1-3-18 (橋本商工会館 4F)
 - 商工会会員の方 高野口町商工会事務局 (TEL 42-2943)
〒649-7205 橋本市高野口町名倉 1028
 - 市内団体・行政関連組織 橋本市シティセールス推進課 (TEL 33-6106)
〒648-8585 橋本市東家 1-1-1 (橋本市役所 2F)
- *受付業務の取扱時間・休業日等は、各機関でご確認ください。

紀の川橋本SUMMER BALL2018 出展規則

- この規則は、紀の川橋本SUMMER BALL2018（以下、「本事業」という）の出展に関する手続きや、あらかじめご承諾いただきたい事項について定めるものです。
- 本事業の出展資格を有する方は、**下記①～④のいずれかに該当し⑤の条件を遵守できる事業者または団体とします。**
 - 橋本商工会議所、高野口町商工会の会員
 - 橋本市が適格と認める市内団体（市民サークル・スポーツ団体・橋本市区長連合会など）
 - 行政関連組織
 - 実行委員会が適格と認める団体
 - 紀の川橋本SUMMER BALL2018 出展規則及び橋本市暴力団排除条例を遵守し誓約書を提出。**
- 出展申し込みは、平成30年6月1日から6月15日までの期間、前項の出展資格に応じて、下記の機関で受け付けます。
橋本商工会議所会員＝橋本商工会議所 高野口町商工会会員＝高野口町商工会
市内団体・行政関連組織＝橋本市シティセールス推進課
- 実行委員会は、申込者の資格要件、出展内容等の書類審査を行い、出展の適否を決定します。
- 申し込みが募集定数を超える場合、先着で出展者を決定します。
- 出展審査・出展先着の結果は、申込締切後に申込者に郵送・その他の方法で通知します。
- 出展許可を受けた方（以下、「出展者」という）以外への「名義貸し行為」は、個人・団体を問わず禁止します。**出展説明会までに橋本市暴力団排除条例を遵守していただくため、出展に従事する方の名簿を提出頂きます。出展当日遵守されていないことが判明した場合は即刻出展許可を取り消し退去していただきます。その際出展に係る経費一切については補償いたしません。**
- 出展ブースの撤収準備時間は午後9時半迄とし、午後9時半には会場内消灯します。**また、当日搬入（準備）の際の電源使用については午前11時からとします。**
- 出展区画は、間口5.4m×奥行3.6mを1テントとします。
- 1事業者（1団体）の出展申し込みは、2テントを上限とします。
- 出展料・追加備品料金は次の通りとし、実行委員会から通知する期日以内に納付いただくものとします。
①1テント 20,000円 *翌日清掃参加で2,000円返金します。
②追加備品 テーブル 1,000円/卓 イス 200円/脚
- 個々の出展区画の配置等については、出展者説明会で協議決定し、出展者に通知します。
- 実行委員会は、出展内容の重複や販売価格など、出展者間の利害調整は行いません。
- お客様の苦情対応、関係法令の遵守など、出展・販売する物品に関する一切は出展者の責任で行うものとし、実行委員会はその責を負いません。
- 出展内容が「食品営業類似行為」にあたる出展者は、「食品営業類似行為届出書」を出展者説明会までに実行委員会にご提出ください。
- 出展者説明会で、消防署による火気取扱いに関する説明会を開催します。
- 火気（ホットプレート等の電気器具を含む）を使用する出展者は、出展内容に関わらず1店舗に1本の消火器（ABC式）を必ず備え付けてください。
- 出展に伴うゴミ・廃棄物は全て出展者が持ち帰り、適正に処分してください。**会場内に不法投棄された場合は回収（改修）費用の実費を負担いただきます。**
- つぎの行為があった場合、実行委員会は出展許可を取り消すことができるものとします。
①出展申込書に虚偽の記載があった場合 ②出展料等が期日以内に納付されない場合
③「誓約書・従事者名簿」「食品営業類似行為届（対象者のみ）」が提出されない場合
④名義貸し行為が判明した場合 ⑤実行委員会が不適切と認める行為があった場合
- 開催判断は天候等を考慮し、8月4日午前7時に判断します。実施判断した場合でもその後天候により警報が出た時点で実行委員会において協議し終了となる場合があります。この場合は設営費等の関係から、出展料の返金はありませんのでご注意ください。**
- 当年度事業が開催中止となった場合、納付された出展料は全額返金させていただきます。**
- 出展の取りやめは、6月15日（金）までに実行委員会に届け出てください。**
これ以降に届け出がなされた場合は、出展レイアウト図の加減上、出展料を頂きます。
- 本事業の円滑な運営のため、この規則のほかに実行委員会が定める出展マニュアルなどについても、遵守してください。